

令和3年4月より城東区民センターの還付請求手続き方法が変わりました！！

使用料の納付方法と振り込み先・還付手続きのご案内

～使用料の納付について～

請求書記載の納付期限までに使用料を現金もしくは、ゆうちょ銀行振り込みにて前納して下さい。

納付期限日が休館日の場合は翌開館日が納付期限です。納付期限までに納付が無い場合は、自動的に予約が取消されます。

付属設備使用料は利用当日窓口で納付して下さい。

※付属設備使用料を前納された場合、当日未使用でも、還付期限が過ぎているので、返金できません。

納付後に使用する部屋や使用日時を変更する場合は、「取消申請書」に必要事項を記入して提出してください。

～振込先口座は下記のとおりです。～ ゆうちょ銀行で振込を希望される場合は、必ずお申し出ください。

ゆうちょ銀行から振込		他の銀行から振込	
口座名	大阪市立城東区民センター	口座名	大阪市立城東区民センター
銀行名	ゆうちょ銀行	銀行名	ゆうちょ銀行（店名：〇九九）
口座番号	00990-0-236743	口座番号	（当座）0236743

使用料納付の際の振り込み手数料は使用者負担となります。

～城東区民センター使用取消による使用料の還付について～

2021年4月1日より、下記のとおり使用料の還付にかかる取扱いが変更になります。

	2021年3月31日までに利用予約をされた方	2021年4月1日以降に利用予約をされた方
還付方法	口座振込	原則、窓口での現金払い
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> 使用許可領収書（本書又は、写し） 印鑑（シャチハタ不可）※認印要 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書（原本） 本人確認書類 委任状（申請書に記載されている代表者以外の方が還付請求される場合は、委任状と委任された方の捺印が必要です）
	<ul style="list-style-type: none"> 口座情報をご準備ください（金融機関名称、預金種別、口座番号、口座名義） 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振込を希望の場合、口座情報をご準備ください（金融機関名称、預金種別、口座番号、口座名義）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 城東区民センター申込時の区役所附設会館使用申込書の代表者へ還付します。 ※代表者以外の方が還付請求される場合は、委任状が必要です。 窓口にて、使用許可取消申請書等必要書類を記入していただく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 還付総額が1万円を超える場合は、後日の還付となることがあります。詳しくはお問い合わせください。 口座振込での還付を希望される場合は、振込手数料は利用者負担となりますのでご注意ください。
	<ul style="list-style-type: none"> 4月～5月は、還付の手続きに日数を要するため、6月以降の振込となる場合がありますのでご了承ください。取消の手続きは通常通り受け付けます。 	

還付についての案内

施設	使用許可の取消しを申し出た日	還付する使用料の額
ホール	使用日の3ヶ月前の日以前の日	全額
	使用日の3ヶ月前の日の翌日～使用日の2ヶ月前の日	半額
諸室	使用日の1ヶ月前の日以前の日	全額

～その他～

窓口・FAXでの各手続きは、午後8時までにお問い合わせ致します。

手続きにかかる郵送料はすべて利用者負担となります

発信者：大阪市立城東区民センター 大阪市城東区中央3-5-45
 指定管理者：（一財）大阪市コミュニティ協会 城東区支部協議会
 FAX：06-6932-2030 TEL：06-6932-2000